

非常変災時の対応（詳細説明）

新居浜市教育委員会
平成28年6月1日改訂

① 新居浜市に**特別警報**または**警報**（波浪警報・高潮警報を除く）が発表された場合

児童・生徒が〈家庭〉にいるとき		児童・生徒が〈学校〉にいるとき	
七時まで	普段、7時以前に家を出発している児童・生徒は台風が近づいている場合等は、午前7時までは出発しない。また、7時以降に出発して遅刻しても遅刻扱いとはしない。	各学校の実態や気象状況に応じて今後の対応を校長が決定する。ただし、中学校区内の小・中学校で情報交換等を密に図って決定する。	
七時	午前7時の段階で①の警報が発表されている場合は【自宅待機】とする。	今後の対応について 決定したことを保護者へ連絡する。	
十一時まで	【自宅待機】	下校時刻等を変更して下校	学校で待機（授業）
十一時	警報解除	下校時刻（終業時刻）や下校方法等の変更について保護者に連絡をする。	
	警報継続		
午後以降	昼食をとってから登校する。（登校時刻等については学校から連絡）	通常下校	
	臨時休業		

② 新居浜市に【震度5弱以上】の地震が発生した場合

児童・生徒が〈家庭〉にいるとき	児童・生徒が〈学校〉にいるとき
児童生徒が家庭にいるとき（祝祭日や土日、平日の下校後から翌日の登校時まで）は学校から連絡があるまで 【臨時休業】	ただちに授業等を打ち切り、安全な場所に児童生徒を避難させる。 【引渡しの時刻等の決定】 ↓ 【児童・生徒の引渡し】 ↓ 学校から連絡があるまで 【臨時休業】
〈児童・生徒安否確認〉〈学校施設点検〉〈通学路安全確認〉〈学校再開準備〉等 ↓ すべての安全確認後、学校から登校についての連絡 ↓ 児童・生徒の学校登校	